

毎週火、金曜日発行(但休日相当日は翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 給与事務所の定期監査の結果公表  
鳥取県信用保証協会の定期監査の結果公表

## 監査公告

### 鳥取県監査公告第六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条の規定に基づき、昭和三十五年度にかかる左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十六年四月六日

鳥取県監査委員 松本利治

同	萩原治郎
同	井上善一
同	戸田俊己
監査箇所	執行年月日
中部給与事務所	昭和三十六年一月十二日
西部	同 二十六日
東部	同 二月三日

### 給与事務所

昭和三十五年度にかかる各給与事務所の定期監査を執行したのであるが、従来の主管業務である小、中学校教職員の給与事務等のほか、本年度は体育保健課の依頼によつて学校給食事務全般についても指導し、特に給与事務については二回にわたる給与ベースの改訂もあり、殊に十二月の改訂については年末調整との関係もあつて事務がふく、そうし、小数の陣容で所業務遂行に努力していた。

本監査を通し指摘される共通事項は概ね次のとおりで

ある。

一 学校給与事務指導について  
旅費の支給状況をみると絶対額が少いため打切り、権利放棄等により処理しているが、各所とも取り扱いがまちまちであるので主管課において処理方式の統一を図り、指導の徹底を期する必要がある。また、通勤手当については従来の事務処理方法を簡素化して毎月学校から提出される通勤状況確認報告書に基いて管理職手当とともに支払いしている。その他特殊勤務手当、宿日直手当、時間外勤務手当はいずれも資金前渡受領者である校長の証明によつて支払しており、学校側の責任において処理する場合は漸次増大している実情にかんがみ、学校備付けの関係諸帳簿の点検整備等、学校事務指導については一層配意の要がある。

二 扶養家族の再認定等について

昭和三十二年以降再認定を実施していない。経済情勢の変動によりその後の異動も予想されるので、給与事務の適正を期するため再認定の逐次実施につき考

慮の要がある。

また、扶養家族に異動があつた場合、本人からの届出が遅れ支払事務にそごを来たしている例が多く見受けられる。即時届出の履行について勧奨指導の要がある。

三 任免等発令事務の迅速化について

教職員の任免等発令事務は逐次改善されつつあるが、産休代員等臨時職員の発令事務が依然として遅れがちであるため、事務処理に支障を来しているのが、これが迅速化につき主管課は善処の要がある。

四 出先機関組織運営の合理化について

中、西部給与事務所と本課分室制度については毎回の監査で指摘しているとおりで、地教委、その他外部団体との連絡、指導及び内部業務運営について種々支障が認められる。行政効率化の面からむしろ集中整理も考えられるので第一線組織運営の合理化について当局の考究善処を要望する。

中部給与事務所 昭和三十六年一月二十二日監査

監査委員 松本利治

同 萩原治郎

一 学校事務指導についてはブロック別研究会、新規給与事務担当者研修会等を実施するほか、個別指導についても本年度は特に制度改正によつて、新しく支給されることになつた特殊勤務手当(多学年学級担当手当)の支給状況につき該当分校を実地に指導する等、学校事務指導に努力していた。

また、管内小、中学校で使用する諸帳簿等事務様式を統一し八十種類に及び共同印刷を実施し、事務処理の円滑化と、経費の節減に相当の成果をおさめていたことは結構である。今後のあつせん、援助に格別の配慮を望む。

西部給与事務所 昭和三十六年一月二十六日監査

監査委員 松本利治

同 戸田俊己

一 当所職員は部長ほか六名で一名の減少をみたが、事務配分の合理化により業務運営に努力していたことは結構である。

とくに、本年度は地教委、学校諸帳簿様式統一の研究(三十六年度実施見込)のほか、説的資料の提供による事務処理の促進、学校の特殊性を考慮した重点的個別指導(計画五〇、実施三九)等その強化につとめていた。

二 扶養家族、通勤等の移動届出の遅延のため誤払による過年度返納金が相当件数あつたので、学校当局者の指導の徹底を図る要がある。

三 三十五年三月三十一日付退職した教職員四名の退職発令が遅延したため四月分俸給及び諸手当等一三〇、七九〇円支給され、これが返納について監査時未解決のままであつたが、早期に整理すべきである。

東部給与事務所 昭和三十六年二月三日監査

監査委員 松本利治

一 学校事務指導については郡市別ブロック会議を開催する等、集団指導に努めているが、個別指導については管内一七校のうち監査時現在までに僅かに七校(学校給食事務指導一二校)しか実施していなかった。さきに述べたとおり学校側の責任において事務処理される度合の大きい現状からして、実地指導の強化について一層努力の要がある。

二 旅費の支払状況を見ると、年度当初から全然精算をされていない学校が見受けられた。適時精算するように指導すべきである。

鳥取県監査公告第七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条の規定に基づき、昭和三十五年十二月末日現在にかかる鳥取県信用保証協会の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十六年四月六日

鳥取県監査委員 松本利治

同	萩原治郎
同	井上善一
同	戸田俊巳
監査箇所	執行年月日
鳥取県信用保証協会	昭和三十六年一月三十一日

鳥取県信用保証協会	昭和三十六年一月三十一日
監査委員	松本利治
同	萩原治郎
同	井上善一

今回の監査は、昭和三十五年十二月末現在において県が拠出している出資金及び貸付金の運用状況と、これに関連する協会の運営全般にわたって実施した。

その結果県の出資金及び貸付金は市町村、その他金融機関等から出資された出えん、金及び政府機関からの導入資金とともに有効適切に活用され、しかも少数役員をもつてよく保証の伸張をはかり、県下中小企業の金融保

証の円滑化に努め全国的にも優位な保証実績を挙げられていたことは同慶に堪えない。

しかしながら、後述するように今後の保証伸張は、県内企業の実態から余り大きな期待は望み難いと考えられるので、保証後の債権管理に留意し償還の促進、期限到来のもの期間延長、未収保証料の徴収等に一層努力を要し、さらに、内部的には管理体制を強化し、組織及び運営の合理化に努め保証業務の健全運営に格別の配意を要望する。

なお、保証業務の細部事項は概ね次のとおりである。

一 出えん財産の状況

(県分)

昭和三十四年度まで	八六、〇〇〇千円
〃 三十五年度	四、〇〇〇千円
小計	九〇、〇〇〇千円
(その他)	
市町村	五八、七〇〇千円
鳥取市	五一、八〇〇千円

米子市	三、五〇〇千円
倉吉市	二、三〇〇千円
境港市	一、〇〇〇千円
岩美町	一〇〇千円
金融機関	三、三三〇千円
その他(団体)	一一千円
合計	一五二、〇四一十千円

であつて、前年度末一四七、三四一十千円に對比し四、七〇〇千円増加していた。

これは県出資金四、〇〇〇千円、米子市二〇〇千円、岩美町一〇〇千円、金融機関(合銀)四〇〇千円となつている。

なお、十二月末現在保証基金総額は前期末利益金四、五八五千円を加え一五六、六二六千円となり、このほか本年度借入金信用保険公庫三五、〇〇〇千円、鳥取、米子市から三、七〇〇千円計三八、七〇〇千円も基金に準じて運用されている。

二 保証業務について



5 期間別保証状況は

(単位千円)

期 間 別	昭和三十三年 度 中			昭和三十四年 度 中			昭和三十五年 四 月 中		
	件 数	金 額	比	件 数	金 額	比	件 数	金 額	比
三ヶ月以下	三三	一三,四七五	一〇・一%	三三	一五,四四六	五・三%	一六	三,四六五	七・八%
六ヶ月	二二	一三,三二九	一〇・二%	一六	一〇,〇七六	六・三%	一五	一〇,四一〇	一・八%
一ケ年	五七	三三,八七〇	二七・七%	四七	二九,〇九一	二二・二%	二〇	一三,一三三	三・一%
二ケ年	二五	一六,三三六	一三・五%	〇	〇	〇・〇%	一七	一〇,三三〇	一・〇%
三ケ年	三三	一〇,三三〇	八・五%	三三	一八,一四一	一四・一%	二七	一〇,四二二	一・二%
三ケ年超	一三	一〇,八二〇	八・九%	四九	二七,〇七六	二〇・八%	二〇	一三,一三三	一・二%
計	一三三	一三〇,〇七〇	一〇〇	一三三	一三〇,〇七〇	一〇〇	一三三	一三〇,〇七〇	一〇〇

であつて一ケ年以下の保証は逐年それ以上の長期保証に移行している。

また、これらのうちには期限が到来し期間延長を要するものがある。

6 代位弁済後における回収状況は、

4 金額別保証状況

(単位千円)

区 分	昭和三十三年 度 中			昭和三十四年 度 中			昭和三十五年 四 月 中		
	件 数	金 額	比	件 数	金 額	比	件 数	金 額	比
一〇万円以下	四三	三,〇四〇	二・三%	一九	一四,〇二九	一・一%	四	三,九二九	〇・四%
二〇万円	四三	一七,四七五	一三・四%	三三	一五,二〇八	一・一%	一八	二二,八五九	一・七%
五〇万円	六九	一〇,三三〇	七・九%	七	二,四〇〇	〇・二%	六	一三,四五四	一・〇%
一〇〇万円以下	三三	一八,三六五	一四・一%	二六	一七,一九五	一・三%	一六	二二,九七五	一・八%
五〇〇万円	二七	四,七二二	三・六%	四	五,〇七五	〇・四%	〇	〇	〇・〇%
一、〇〇〇万円	五	一,〇〇〇	〇・八%	八	一〇,〇〇〇	〇・八%	三	三,〇〇〇	〇・二%
計	一三三	一三〇,〇七〇	一〇〇	一三三	一三〇,〇七〇	一〇〇	一三三	一三〇,〇七〇	一〇〇

であつて、既述したように漸次大口金額の率が多くなつてきている。

昭和三十四年度は伊勢湾台風による被災者に対し個人三、〇〇〇千円(一般二、〇〇〇千円) 法人五、〇〇〇千円(一般四、〇〇〇千円) 中小企業等協同組合三〇、〇〇〇千円(一般二〇、〇〇〇千円)に増わくし、概述したように保証実績は著しく伸び、その一件当りの金額も昭和三十三年度四九五千円、昭和三十四年度五四〇千円、昭和三十五年(十二月) 五五一千円とかなり大口化の傾向を示している。

小口保証	六三	一三,三二九	三	五五	二九,〇九一	二〇	三	〇
------	----	--------	---	----	--------	----	---	---

年度別	保証承諾額		代位弁済額		弁償率	回収額		回収率	求償権償却額		求償権現在額	
	件数	金額	件数	金額		件数	金額		件数	金額	件数	金額
昭和三十四年度末	七、七四	三、五九四、三三	五、五五	一、八、六六	五%	一、一三	九、一三九	五%	六	三、九八	三	五八、二五九
昭和三十四年四月	一、五四	七、七、六三	九	二、四、四四	三	一、三、八二	一、三、八二	六	一	一	三	三、五、四六
昭和三十五年四月	一、三八	六、七、五九	二、四	三、四、九一	五	二、〇、〇八	二、〇、〇八	六〇	一	一	三	七、六、六三
昭和三十五年十二月	一、三六	四、二、六三、五〇	六、九	三、五、二七	五	一、一、五四七	一、一、五四七	五三	六	三、九八	三	七、六、六三
累計	八、九三	一、八、二、六三、五〇	二、九	一、一、一、一、一	五	一、一、一、一、一	一、一、一、一、一	五三	六	三、九八	三	七、六、六三

(単位千円)

であつて代位弁済総額二億一千五百余万円(元金代位弁済額一八四、四三七千円、利息代位弁済額三〇、六九〇千円)に対し一億二千一百余万円(元金九五、六四四千円、利息一五、九〇三千円)を回収し、このほか四ヶ年を経過し回収不能等のため三十三百余万円を求償権償却としているので、これを差引七千一百余万円が求償権現在額となる。

7 前号回収金のうちには受取保険料が含まれておる

が、十二月末現在における保証保険料収入四千一百二十三万九千余円(保険加入の場合につき代位弁済額に対し七〇%相当額の保険金収入)に対し債務者よりの回収金一千四百三十三万七千余円を中小企業保険公庫に返納しているので、差引二千六百九十万二千余円が実質的保険金収入となるので、前記求償権現在額と併せ考慮すれば九千八百五十六万四千余円が債務者に対する求償権現在額ともなる。

8 十二月末現在における代位弁済請求額は八千一百五十七万二千余円(元金のみ)に対し、本年度において一千七百五十万余円の代金弁済が見込まれているので差引き六千四百七万二千余円が保出となる予定であつたが、これをさらに、分類してみれば

今後代位弁済を要するもの 二三、七八一千円  
再保証に切り換へるもの 四、五二四千円  
条件変更(期限延長)によるもの 六、三四三千円  
保出(完済見込)のもの 二九、四二四千円  
計 六四、〇七二千円

であつて、このほか保証期限の経過したもので代位弁済を要するもの等が二千六百七十万余円(元金及び利息で未請求のもの)が見込まれているので、結局監査時において、五千四十万余円が昭和三十六年度以降の代位弁済を要するものである。

三 残高試算並びに収支予算状況

1 十二月末現在合計残高試算表は別表一のとおりで

あつて、いずれも関係諸帳簿、証書類及び銀行残高証明額と照合した結果誤りのないことを確認した。

なお、預金残高一九四、〇一二、三四九円に對し、銀行残高証明額が一、六五五、六一四円多いのは、未達保証料である。

2 収支予算の執行状況は別表のとおりである。

四 組織機構及び役職員の状況

1 協会組織機構は、昨年七月内部機構の改革によつて、総務、調査、管理の課制とともに従来から設置されている米子連絡所のほか、倉吉地区に連絡所を新設し、その体制確立が図られていた。

2 役員は理事二七名、監事三名、職員二五名(内米子四、倉吉二常駐)により構成されていた。

なお、このほか、鳥取、米子、倉吉の三地区に予備審査員二〇名が委嘱されている。

五 留意改善事項

1 保証基金について

(一) 十二月末現在基金総額一五六、六二六千円をも

とに保証現在高の割合は九、二倍となつてはいるが、近く経営基準の改訂に伴つて今後の保証最高限度額(従来基金の一〇倍)は基本財産と流動資産の率から限度額が決められる予定であつたが、この方式から現在の保証平均残をもとに算出すると保有基金総額は二二二、〇〇〇千円程度必要とされ、現在の基金総額と借入金等を合わせてみてもなおかつ、一四、〇〇〇千円程度不足を生じることになるので、基金の造成措置を講じて長期資金繰りの円滑化をはかる必要がある。なお、監査後において保険公庫から一八、〇〇〇千円の特別融資を導入し得ることとなつたことは同慶である。

□ 十二月末現在の機関別出えん率は県五九・二%、市町村三八・六%、金融機関その他二・二%で、ほとんどが県、市町分である。中でも金融機関の出えん率は全国平均(六・五%)よりかなり下廻つてゐる。

また、市、町分についても復興分を除き地区別

保証実績からみると不均衡が如実に現われているので、再検討し金融機関及び市町村に対しこれが増額協力方要請に努力の余地がある。

2 保証事務

□ 専務専決による小口保証実績はかなりの実績を挙げていたが既述したように近年一件当りの保証金額も漸次大口化の傾向にあり、また、他県の例にかんがみ、現行の小口保証限度(三〇万円)を少くとも五〇〜七〇万円程度まで引上げ、小口保証の円滑化を期すべきである。

□ 保証承諾前における内部審査は調査担当者のほか、関係職員の間で審議によつて比較的厳正が期せられてはいるが、近時大口保証者の倒産の恐れある風評相次ぎ、また代位弁済漸増の傾向が見受けられるので、小口保証限度拡大の考慮及び貸付期間の長期化とも相俟つて合同審議前の信用調査は一層慎重を期すべきである。

3 保証後の管理について

□ 保証後の償還は主として割払方式によつてはいるが、期限不履行のものが六ヶ月未満不履行のもの 一〇八件 七三、八二〇千円  
一年以上二年未満" 四七 七六、二九〇  
三年以上" 一七 八、八〇〇  
計 一七二 一五八、九一〇

の多額に上つており、これがひいては代位弁済の要因となるので、更に関係金融機関と密接な連けい、を、償還期限の履行に努力せしめる必要がある。

□ 十二月末現在における求償権現在額のうち、担保物件を徴しているものは、

区 分	求償権現在 総件数	同上総金額 千円	うち担保物件を徴しているもの 件数	金額 千円
復 興 分	七七	一九、九八六	四五	一二、五六三
一 鳥 取 地 区	一五六	二二、六四七	四五	八、九一六
倉 吉 地 区	五七	一三、九二六	一六	四、五四二
米 子 地 区	八六	一三、三九六	二九	八、二四四
分 境 港 地 区	一三	一、七〇七	三	一、〇八〇
計	三八九	七二、六六二	一三八	三五、三四四

であつて、担保物件を徴していないものはそのほとんどが小口保証によるものである。求償権現在額に対する

債権確保の処置状況は

調停成立のもの	九八件	一〇、二六四千元	一四%
示談割払中のもの	一八七	三三、一七〇	四六
競売中	三七	一〇、九七五	一六
競売予定	四一	一二、九三二	一八
回収不能と見込まれるもの	二六	四、三二一	六
計	三八九	七一、六六二	

であるが、これ等に対しては保証目的の達成と、これが円満な回収策につき一層の工夫と努力を要望する。

求償権償却状況は

(単位千円)

年度別	求償権償却額	回収額	差引現在額	考備
二八年度	二、五六二	一		
二九	一、二六三	六八		
三〇	三、二五三	八二		
三一	二、二一〇	二三〇		
三二	九、九八六	六六七		
三三		一、一〇八		

三四	一二、六四四	二、六九七	
三五年十二月	一	五、三六四	
累計	三三、九一七	一〇、二一六	二二、七〇一

であつて、本年度において更に九百四十余万円の求償権償却が予定され、三十六年度以降においても相当額の増加が避け得られない見込みであるが、償却前の回収努力とともに償却部分についても債権確保に一層配慮し、欠損の抑制につき努力が必要である。

4 出納その他事務について

保料金は金融機関で代理徴収し、その報告に基き受入処理しているが未達分がかなりあるので、早期整理すべきである。なお、金融機関からの報告は書式を統一し、日報によつて自然的に報告を受け得られるような方法の工夫検討を望む。

協会と金融業者間に取り交わしている約定書第四條によれば、被保証者が分割弁済の場合の支払

期日並びに期限の利益を失つた場合も保証債務の最終履行期限を経過したものとみなして金融業者は協会に代弁請求し得ることに定められており、事実この条項による最終履行前の代弁請求が少なくない。このことは協会の代弁額を増こうさせるばかりでなく、被保証者の信用上の影響も大きいので同約定の運用について金融業者の格別の協力方が要請されるべきである。

三十五年度事業収支は一〇〇余万円の黒字決算が見込まれていたが運営費の支出負担行為に当つては更に厳正を期し、努めて経費の節減に配意し、基金の造成及び保料引下げ等の準備体制の確立が望ましい。

四 経理諸手続は県の諸規程に準じなお公庫の指示



5  
 その他の業務改善について  
 業務改善要綱が理事会の議を経ていたが、なかなか、  
 すく、イ 自主監査の強化、ロ 米子市連絡所の昇  
 当である。  
 検討考慮し、経理諸手続の厳正を期することが適  
 あつたのでこの際協会独自の財務規程制定につき  
 改訂等によつて現行経理方式も若干変る見込みで  
 に基いて処理することとしているが、経営基準の

格と、保証権限の委任、ハ 保証料の引下げ、ニ  
 保険公庫の保険料率及び金融機関の協会保証分に  
 対する貸付金利の引下げについての要請、ホ 協会  
 人事の刷新と適正配置と、機動力整備による業務の  
 能率化等については速かにその実現を期されんこと  
 を要望する。

合計 残高 試算表

昭和三十五年十二月三十一日現在

勘定科目	借方		貸方	
	高	方	高	方
保証証券基金	1,481,133.99	56,533	1,566,657.98	1,566,657.98
未収保証基金	1,000,000.00	111,000	1,111,000.00	1,111,000.00
諸積立金	5,640,400.00	5,640,400.00	5,640,400.00	5,640,400.00
現金	2,000,000.00	2,000,000.00	2,000,000.00	2,000,000.00
有価証券	3,000,000.00	3,000,000.00	3,000,000.00	3,000,000.00
合計	10,081,533.99	10,081,533.99	10,081,533.99	10,081,533.99

勘定科目	借方		貸方	
	高	方	高	方
借入金	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
保証証券見返	5,640,400.00	5,640,400.00	5,640,400.00	5,640,400.00
保証証券見返	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
求償権見返	2,000,000.00	2,000,000.00	2,000,000.00	2,000,000.00
固定資産	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
代償不産	2,000,000.00	2,000,000.00	2,000,000.00	2,000,000.00
連合会出資金	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
雑勘定	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
本支部	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
特別会計	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
事業収入	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
事業外収入	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
事業外支出	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
合計	10,081,533.99	10,081,533.99	10,081,533.99	10,081,533.99

計	事 業 外 支 出	事 業 支 出	事 業 支 出
四 事 務 調 査 費	100,000	100,000	100,000
五 信 用 管 理 費	100,000	100,000	100,000
六 債 權 普 及 費	100,000	100,000	100,000
七 指 導 保 險 料	100,000	100,000	100,000
八 信 用 保 險 料	100,000	100,000	100,000
九 会 議 費	100,000	100,000	100,000
一〇 土 地 建 物 賃 借 料	100,000	100,000	100,000
一一 借 入 金 利 息	100,000	100,000	100,000
一二 退 職 手 当 金	100,000	100,000	100,000
一三 負 担 金	100,000	100,000	100,000
一 求 償 權 償 却	100,000	100,000	100,000
二 固 定 資 産 減 価 償 却	100,000	100,000	100,000
三 雑 損	100,000	100,000	100,000
計	1,100,000	1,100,000	1,100,000

科 目	三 五 年 度 現 計 予 算 額	支 出 済 額	差 引 増 減
一 保 業 証 料 入	100,000	100,000	0
二 違 約 金 入	100,000	100,000	0
三 損 害 金 入	100,000	100,000	0
四 雑 収 入	100,000	100,000	0
五 業 外 収 入	100,000	100,000	0
一 償 却 求 償 權 回 收 金	100,000	100,000	0
二 雑 損 財 産 益	100,000	100,000	0
三 出 損 財 産	100,000	100,000	0
計	1,100,000	1,100,000	0
一 報 酬 給 料 出	100,000	100,000	0
二 手 報 酬 給 料 出	100,000	100,000	0
三 旅 費	100,000	100,000	0
計	1,100,000	1,100,000	0

昭和三十五年度収支予算計算書

十二月末日現在